

地域高齢者福祉活動推進事業 助成金募集要項

(市民活動団体向け)

募集期間

令和 7 年 6 月
～令和 7 年 1 2 月 1 日

※事業完了は
令和 8 年 3 月末日まで
※予算上限に達し次第、
募集を終了します



目 的

地域の高齢者に対し福祉活動を行う場合に、その活動を支援し、高齢者の生きがいを促進するとともに、広く市民が高齢者福祉に関心を持って理解を深め、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成の推進に資することを目的とする

助成対象団体（次のいずれにも該当する団体）

- 1 尼崎市で活動する市民活動団体
任意団体、ボランティアグループ、NPO法人（構成員 5 名以上の団体）
※地域活動団体を含みますが、社会福祉連絡福祉協議会、単位福祉協会を除きます
※民間（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社等は除く）による運営であること
※介護保険法等公的福祉サービスを提供する施設は除きます
- 2 事業の実施地域が市内であること
- 3 会計事務を適正に処理することができる体制があること
- 4 活動を尼崎市地域情報共有サイト「あましえあ」に登録、公開への同意ができること

※「あましえあ」は、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設、市民活動団体等の幅広い地域情報を掲載していくサイトです。

助成予定額

1 団体 上限 3 万円

※ 20 団体程度（予定）

助成内容

- 1 地域における安全安心活動
 - ア 高齢者福祉に関する情報収集
 - イ その他安全安心に資する活動
- 2 高齢者の引きこもり防止又は解消活動
 - ア 地域への参加促進
 - イ 健康・生きがいづくり
- 3 高齢者が参画する地域住民交流事業
 - ア 地域における高齢者福祉ネットワーク構築
 - イ 住民交流事業
- 4 高齢者が参画する学習教養・敬愛事業
 - ア 学習教養事業
 - イ 敬愛活動・友愛訪問

助成要件

- 1 地域の高齢者に対して上記の1から4の中から1つ以上を選択し、継続的に活動を行うもの
- 2 今後も継続的な活動が望めるもの
- 3 営利を目的とする活動や宗教的活動、政治的活動、特定の人物に対する支持を目的とした活動でないこと

助成対象経費

- ・ 使用料・賃借料 … 会場使用料等
- ・ 印刷製本費 … 資料印刷、コピー代等
- ・ 広報費 … チラシ、ポスター代
- ・ 通信運搬費 … 切手代等
- ・ 保険料 … ボランティア保険、行事保険等
- ・ 講師謝礼 … 講師への謝礼金、旅費、交通費等
- ・ 旅費交通費 … 活動にかかる旅費交通費
- ・ 消耗品費 … コピー用紙、文具、衛生用品
- ・ 備品・物品購入費用 … 事業で使用する備品等

※不明な点はお相談ください

申請方法 ※下記の申請書類一式をそろえてご提出ください。

- ・ 様式1-1 助成申請書
- ・ 様式1-2 グループ・団体名簿
- ・ 様式1-3 収支予算書
- ・ 活動が分かるようなチラシ等(あれば)

【注意事項】

※様式1-2、1-3に関してはグループ・団体で独自で作成されているものを充当してもかまわない

※申請期間中に本会事務局まで持参か郵送で提出(郵送の場合は締日の消印有効)

※1グループ・団体につき1申請とする

※収入と支出の金額は一致すること

審査方法

- ・申請いただいた書類をもとに書面審査を行います
- ・各月1日を締め切りとし、月ごとに審査を行います

結果報告

- ・審査結果については各申請団体、グループへ文書で通知します
- ・助成決定後はすみやかに申請した事業を実施し、事業報告・収支決算(領収書コピー添付)・活動の様子が分かる写真を提出してください
- ※報告に必要な書類等の詳細については助成決定後に助成団体・グループへ審査結果と共に通知します



助成を受ける団体へのお願い

- ・助成した事業に対して、必要に応じて取材を受け入れてください
- ・地域高齢者福祉活動推進事業であることが分かるようにPRしてください

助成金の取り消し・返還

- ・年度内に支出できなかった場合
- ・助成決定後、助成申請した事業内容と異なる使用をした場合
- ・助成金にかかる経理が不明確である場合
- ・助成した事業以外に使用した場合
- ・その他、尼崎市社会福祉協議会の指示に従わず不相当と認めた場合



【お問い合わせ】

尼崎市社会福祉協議会 地域福祉推進部 事業推進グループ

住所: 尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号 尼社協ほっと館内

電話: 06-4950-9103

FAX: 06-4950-9136



尼崎市社会福祉協議会